

## 船舶インシデント調査報告書

令和7年12月17日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和6年4月18日 11時36分頃
発生場所	愛媛県松山市津和地島南方沖 情島灯台から真方位113° 1.4海里付近 （概位 北緯33° 56.6′ 東経132° 30.0′）
インシデントの概要	貨物船第十八栄進丸は、航行中、減速機クラッチが入らなくなって主機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和6年5月16日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	貨物船 第十八栄進丸、199トン 140388、中元海運有限会社 ディーゼル機関、船内機、4サイクル、出力735kW、6気筒、 ボア260mm、使用燃料A重油、機関製造年月日不詳、平成18年 9月進水
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海） 機関長、五級（機関）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	本船は、船長及び機関長ほか2人が乗り組み、空船で津和地島南方沖を航行中、主機用の減速機クラッチ（以下「クラッチ」という。）が外れて入れることができずに航行不能となった。 船長及び機関長は、主機操縦装置の復旧を試みたが復旧できず、船長は、本船が漂流しては危険と判断し、本インシデントの発生を海上保安庁に通報した。 本船は、来援したえい船にえい航され、山口県柳井市柳井港に入港した。 本船は、調査の結果、主機の遠隔操縦装置等の電源ブレーカー（以下「本件ブレーカー」という。）が焼損していたことが確認された。 主機は、漏油警報センサーを交換し、配線を本件ブレーカーから予備のブレーカーに結線し直した後、主機操縦装置が復旧し、主機の遠隔制御が可能となった。 主機の本件ブレーカー及び漏油警報センサーは、本船の建造後約18年間交換されていなかった。
分析	本船は、航行中、主機操縦装置の本件ブレーカーが焼損してクラッ

	<p>チを入れる操作ができず、主機の運転ができなくなったことから、運転不能となったものと考えられる。</p> <p>本件ブレーカーは、本船の建造後約18年間交換されておらず、大きな電流が流れて焼損した可能性があると考えられるが、客観的な情報並びに船長及び機関長から必要な情報が得られなかったことから、損傷に至った状況を明らかにすることができなかった。</p>
<b>原因</b>	<p>本インシデントは、主機操縦装置の本件ブレーカーが本船の建造後約18年間交換されていない状態において、本船が航行中、本件ブレーカーが焼損してクラッチを入れる操作ができず、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機関長は、主機遠隔操縦装置等の電源ブレーカーを定期的に点検し、不具合等があれば交換すること。また、同装置等の電気系統の絶縁抵抗測定を定期的に行い、絶縁抵抗値が低下する場合、製造会社による電気系統の点検及び整備を行うことが望ましい。</li> <li>・ 機関長は、主機遠隔操縦装置等への電源供給ができなくなり、主機が遠隔制御不能となった際、直ちに機側で手動操作により主機の制御及び運転を行うこと。</li> </ul>